

令和4年春から『たけのこ』の出荷を再開します！

1 出荷制限解除について

本町での『たけのこ』の出荷制限指示を受けてから、国や県と解除に向けた協議を続けてまいりましたが、ようやく「金山地区」「館矢間地区」「大張地区」のたけのこについても、令和4年春から非破壊検査機による全量検査を条件に出荷が再開される見込みとなりました。

たけのこを出荷・流通するためには、事前に宮城県に「生産者認証登録」をする必要がありますので、下記に注意のうえ手続きをしてください。

2 生産者認証登録について

基準値（100バケル）を超えるたけのこが1本でも出荷・販売されると、丸森町全域のたけのこが再び出荷できなくなりますので、皆様のご協力をお願いします。

<登録から出荷までの手順>

(1) たけのこを出荷したい方は、指定の申請書に必要事項を記入し、竹林の場所が分かる地図を添付して、丸森町農林課林業振興班に提出してください。

提出された申請書は、農林課から宮城県に送付いたします。

※ 申請書用紙は、丸森町農林課林業振興班、各まちづくりセンターに備え付けてあります。

また、丸森町ホームページからダウンロードできます。



(2) 宮城県で登録後、次の2種類が宮城県から申請者に郵送されます。

①「宮城の安全・安心なたけのこ生産者認証登録通知書」

②「登録証明書」



(3) 「登録証明書」を持参のうえ、裏面に記載している耕野または丸森の測定所で出荷予定のたけのこを全量検査し、60バケル以下のたけのこのみ、検査済みシールを貼って出荷してください。

■ 生産者登録にかかる注意事項

生産者登録申請書を農林課に提出後、宮城県から登録証明書が申請者に郵送されるまでに、1～2週間程度かかります。登録証明書がなければ、たけのこの検査・出荷はできませんので、お早めに手続きをお願いします。

測定所の利用方法等については、裏面をご覧ください。

宮城の安全・安心なたけのこ生産・販売にご協力をお願いします

裏面あり

3 放射性物質濃度測定所の利用方法等について

測定所を利用する場合は、県が発行した「登録証明書」を必ず持参ください。
(各測定所は、町からの委託を受けて測定業務を実施しています。)

【測定は無料で実施します】

(1) 耕野放射性物質濃度測定所

- ・場 所：旧八島製作所（丸森町耕野字中丸 5 6 - 1）
※いなか道の駅“やしまや”交差点を北へ約 2km
- ・測 定 者：耕野たけのこ生産組合
- ・測 定 日：4月上旬～7月上旬まで毎日
- ・受付時間：午前 7：00～正午
※測定日及び受付時間は予定です

(2) 不動尊クラインガルテン放射性物質濃度測定所

- ・場 所：不動尊クラインガルテン管理棟内
(丸森町字上滝西 3 5 - 5)
- ・測 定 者：丸森町不動尊市民農園管理組合
- ・測 定 日：4月上旬～6月末まで毎日
- ・受付時間：午前 7：00～9：30
※測定日及び受付時間は予定です

■ 共通事項

検査基準：600 g 以上、直径 5 c m 以上、長さ 50 c m 以下のたけのこ

搬入方法：たけのこを持ち込む際は、土等を取り除き、きれいに洗って持参してください。

検査時間の予約はできません。持ち込み順となります。



連絡先 丸森町農林課林業振興班

電 話 0224-72-2146

F A X 0224-72-3041

e-mail rinshin@town.marumori.miyagi.jp